

26 商 ガ 安 第 4 号  
平成 26 年 1 月 31 日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康



船舶で使用する液化石油ガスを船舶所有者又は乗組員に対して販売する場合  
の周知について（協力依頼）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、平成26年1月31日付け運委船第109号（別添）をもって、運輸安全委員会事務局主席船舶事故調査官 小須田 敏から、砂利運搬船の爆発事故に係る事故調査報告書の周知についての協力依頼を受けましたので、今般、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を依頼することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別添のとおり下記の対応に努めるよう周知をお願いいたします。

記

平成24年12月11日に発生した砂利運搬船の爆発事故を踏まえ、類似事故の再発防止の観点から、船舶で使用する液化石油ガスを船舶所有者又は乗組員（以下「消費者」という。）に対して販売する場合は、事業者等は、消費者に対し、以下の事項について、十分に留意するよう周知に努めること。

- (1) 区画底部等の換気が困難な環境での液化石油ガスの使用は避けること
- (2) 換気の良い暴露甲板上に容器を固定すること
- (3) 液化石油ガス器具等を換気の良い場所に適切に設置すること
- (4) 容器及び液化石油ガス器具の閉栓確認を徹底すること
- (5) 定期的に液化石油ガス器具等の点検及び交換を行うこと





<別添>

運委船第109号  
平成26年1月31日

経済産業省商務流通保安グループ  
ガス安全室長 大本 治康 殿

運輸安全委員会事務局  
首席船舶事故調査官 小須田 敏



砂利運搬船の爆発事故に係る事故調査報告書の周知依頼について

常日頃より、当委員会の業務にご理解、ご協力を賜り誠に有難うございます。  
当委員会では、下記船舶事故について調査を行うとともに、事故調査報告書  
をとりまとめ、本日公表したところですが、同種事故の再発防止のため、液化  
石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、事故  
調査報告書に記載された再発防止策を周知することについて協力依頼を行うこ  
ととしました。

つきましては、液化石油ガスの事故防止対策を担当する貴室から事業者等宛、  
別紙の内容をお知らせいただきたく、ご協力方よろしくお願い致します。

記

砂利運搬船成和丸爆発事故

発 生 年 月 日：平成24年12月11日

発 生 場 所：大阪府大阪市北区所在の大川右岸の船舶係留施設

報告書のURL：

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-1-5\\_2012tk0047.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-1-5_2012tk0047.pdf)

連絡先

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-2

合同庁舎第2号館15階

運輸安全委員会事務局

船舶事故調査官 浜西隆弘

TEL：03-5253-8827(内線54529)

FAX：03-4416-5115

E-mail：hamanishi-t52bw@mlit.go.jp

## 1. 事故概要

平成24年12月11日に大阪府大阪市北区所在の大川右岸の船舶係留施設に係留中の砂利運搬船の船首甲板下の倉庫区画で爆発が発生した。

人的被害：死者1人、重傷者1人、軽傷者2人

物的被害：砂利運搬船の船首甲板が大破、周辺施設に破損等

## 2. 事故原因

- 倉庫区画に置かれていたガスコンロから液化石油ガスが漏えいしたため、同ガスと空気とが混ざり合って混合ガスが形成され、爆発範囲内の濃度となった可燃性混合ガスが倉庫区画に滞留し、作業員が点火棒ライターで同コンロに点火しようとした際、同ガスに着火して爆発したことにより発生した可能性がある。
- ガスコンロから液化石油ガスが漏えいしたのは、本事故前日から容器のバルブが開栓された状態であったこと、及び本事故前日に使用された後、ガスコンロの器具栓が開栓された状態であったことによる可能性がある。
- 液化石油ガスと空気とが混ざり合って混合ガスが形成され、爆発範囲内の濃度となった可燃性混合ガスが船首甲板下の倉庫区画に滞留していたのは、同倉庫区画が、通風管と出入口ハッチの自然通風でしか換気できない上、本事故前日にハッチが閉じられ、更に換気されにくい状況になったことによるものと考えられる。

## 3. 周知が必要な内容

本事故においては、船舶所有者が、換気されにくい環境で液化石油ガスを使用することの危険性に対し、十分な注意が向けられていなかったものと考えられ、容器を配達する際などにおいて、船舶で液化石油ガスを消費する者に接する機会がある液化石油ガス販売事業者から、容器の設置場所や液化石油ガス器具の使用環境等について助言が得られれば、船舶所有者及び乗組員は液化石油ガスを使用する環境に注意が向きやすくなり、効果的に同種事故の再発を防止できるものと考えられる。

以上のことから、運輸安全委員会は、本事故の調査結果を踏まえ、同種事故の再発防止に寄与することができるよう、船舶内で液化石油ガスを使用する消費者（船舶所有者又は乗組員）に液化石油ガスを販売する場合、同消費者に対し、以下の事項に留意するように周知することについて事業者等に協力を依頼する。

- (1) 区画底部等の換気が困難な環境での液化石油ガスの使用は避けること
- (2) 換気のよい暴露甲板上に容器を固定すること
- (3) 液化石油ガス器具等を換気のよい場所に適切に設置すること
- (4) 容器及び液化石油ガス器具の閉栓確認を徹底すること
- (5) 定期的に液化石油ガス器具等の点検及び交換を行うこと